（令和８年度第１回）

武蔵村山市個人情報保護審議会

日　時：令和８年１０月２７日（火）
午後４時から
場　所：市役所３階３０１会議室

会　議　次　第

１　開　　会

２　報告事項
⑴　武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第３条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況について
⑵　市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況について
⑶　その他

３　議　　題
⑴　武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について
⑵　その他

４　閉　　会

報告事項⑴　武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第３条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

目的外利用　　６件
提　　供　１２件

【参考】

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和５年武蔵村山市規則第３号）

（目的外利用等の届出）

第３条　市の機関の長は、法第６９条第２項の規定により保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、速やかに保有個人情報目的外利用等届出書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年武蔵村山市条例第３０号）

（定義）

第２条　この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（審議会への報告）

第９条　市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

⑴　市の機関における法第６９条第２項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供

⑵　市の機関における法第７５条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（利用及び提供の制限）

第６９条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めら

れるときは、この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

⑵　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

⑶　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

報告事項⑵　市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

市長	５６件
教育委員会	８件
選挙管理委員会	１件
監査委員	なし
農業委員会	なし
固定資産評価審査委員会	なし

【参考】

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年武蔵村山市条例第３０号）

（定義）

第２条　この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（審議会への報告）

第９条　市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

⑴　市の機関における法第６９条第２項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供

⑵　市の機関における法第７５条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第７５条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第１０号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

⑴　前条第２項第１号から第１０号までに掲げる個人情報ファイル

⑵　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

⑶　前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3　第１項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第１項第５号若しくは第７号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第１項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

報告事項(3)　その他

議題⑴　武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【参考】

武蔵村山市個人情報保護審議会規則（平成２年武蔵村山市規則第９号）

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第３条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題⑵　その他